

国民健康保険税軽減のご案内

倒産・解雇・雇止めなどの理由で離職された方（非自発的失業者）が、安心して医療にかかれるよう、国民健康保険税の負担を軽減します。

対象者は？

● 次のすべての条件を満たす人が対象です。

- ① 平成21年3月31日以降に離職された方
- ② 離職時点で65歳未満の方
- ③ 雇用保険の給付を受け、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが下記に該当する方
 - 特定受給資格者：離職理由のコードが11・12・21・22・31・32
 - 特定理由離職者：離職理由のコードが23・33・34

ただし、雇用保険の特例受給資格者※注1（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人）及び高年齢受給資格者※注2（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人）は、対象となりません。

※注1：特例受給資格者の資格者証の上部には、「特」という表示と、オレンジ色のラインがあります

※注2：高年齢受給資格者の資格者証の上部には、「高」という表示と、緑色のラインがあります

軽減内容は？

対象者の国民健康保険税について、前年の給与所得を30/100として計算します。

【軽減期間】 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

※ 軽減対象となる期間中に、就職や被用者保険（社会保険など）の扶養になるなど、他の健康保険に加入して国民健康保険を喪失すると軽減は終了しますが、再度離職や扶養を抜けて国民健康保険に再加入し、軽減対象期間中に新たに雇用保険の受給資格が生じていなければ、残っている対象期間は軽減の対象になります。（なお、再離職の際、雇用保険受給資格が新たに発生した場合は、軽減期間を再判定します。）

申請方法は？

裏面の特例対象被保険者等に係る申告書を記入の上、本庁保険年金課・各行政センター市民サービス係またはお近くの各地区センター・出張所にご持参いただき申請してください。

- ① 雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知
- ② マイナンバーカード
- ③ マイナンバーカードがない方は、資格確認書 または 有効期限内の国民健康保険証（免許証等ご本人確認書類を合わせてお持ち下さい。）

その他

今回対象とならない方や特別な事情により納付困難な場合は、国民健康保険税が減免される場合や分割納付等の方法もございますので、税務課にご相談ください。

【問い合わせ先】 日光市役所 税務課 TEL 0288-21-5113
保険年金課 TEL 0288-21-5110